

## 山陰・山陽スマート観光プロジェクト推進協議会設置要綱（改正案）

## （目的）

第1条 ICT（情報通信技術）の利活用により中国地方の地域の発展に貢献する観点から、外国人や高齢者に優しく若者を惹きつける**最先端の観光情報インフラ（以下「スマート観光情報インフラ」という。）**の整備等に取り組む自治体等を産学官の連携により支援する「山陰・山陽スマート観光プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を推進することを目的として本協議会を設置する。

## （名称）

第2条 本協議会は、「山陰・山陽スマート観光プロジェクト推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## （事業）

第3条 協議会は目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) **スマート観光情報インフラ（コンテンツ、アプリ、端末、ネットワーク等）の整備**
- (2) **スマート観光情報インフラ（コンテンツ、アプリ、端末、ネットワーク等）に関する実証実験・パイロット事業等の推進**
- (3) プロジェクトの推進に係る広報・PR
- (4) プロジェクトの推進に係る調査検討
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な取組

## （会員）

第4条 協議会は、目的に賛同する会員（個人及び団体）により構成する。

2 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 会費を納入した会員
- (2) 特別会員 一般会員以外の会員

3 会員は、プロジェクトの推進に関し、地域の発展に貢献する観点から、支援と協力に努めるものとする。

## （役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代理 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

## （役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その任務を代理する。

3 幹事は、協議会の業務の運営を掌理する。

4 監事は、会計を監査し、総会において報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問)

第8条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 会長は年1回定期総会を招集する。ただし、必要があれば臨時総会を招集することができる。

2 臨時総会の審議は、電子メールにより行うことができる。

3 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 役員選任

(2) 設置要綱の改正

(3) 事業計画の承認

(4) 予算及び決算の承認

(5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

4 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。

6 その他総会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事会)

第11条 幹事のうちから互選により代表幹事を定める。

2 代表幹事は、幹事会を招集し、主宰する。

3 幹事会の審議は、電子メールにより行うことができる。

4 幹事会は、必要があるときは外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、会費、協賛金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会費及びその徴収の手続きについては、別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(共同事務局)

第14条 協議会の事務局は、中国総合通信局及び会長が会員のうちから委嘱する者に置く。

2 資金の管理に関する事務は、前項の委嘱を受けた者が行う。

附則

1 この要綱は、平成25年12月16日より施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成25年12月16日から平成26年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成26年4月21日より施行する。